

今後入院費などがかさんできた場合、どう対処すればよいのでしょうか？ちなみに、妻が入院している病院では「自由診療（すべての治療を自己負担で行うもの）」になります」との説明を受け、健康保険は適用になっていません。

宮下 相手方が、もし自分の保険会社に自ら保険請求（加害者請求）を行わない場合、橋本さんの奥さんは、相手方の保険会社との示談交渉を行うことができます。（被害者請求）。

示談交渉とは、損害賠償額を具体的に話し合うもので、奥様のけがが完治されるか、また、残念ながら後遺症を生じそうな場合には、症状がある程度見えてから交渉を開始するのが普通です。相手方は自賠責保険のみに加入しているということですので、損害賠償額の限度額は、障害のみが対象であれば一二〇万円までです。

橋本 本来ですと、自賠責保険でまかなえるほどの大きな交通事故に備えて任意保険に入るべきですね。でも、相手は加入していませんでした。では、もし治療費などが一二〇万円を超えてしまったら持ち出しになってしまおうのでしょうか？

宮下 その可能性もあります。そうなった場合、調停や民事訴訟を行うことも選択肢に含まれます。これは精神的にも負担が大さいと思いますので、なるべく最後の手段として考えたいですね。ですので、以下の1、2にある手段を考えてみましょう。

- 1 相手方の支払い能力に不安があり、自賠責の上限一二〇万円を超える治療費がかかりそうな場合には、自由診療ではなく、健康保険へ切り替えることができる。
- 2 業務中の事故だった場合、労災保険が適用になる。自営業者も加入可能。

橋本 これまでは治療費が限度額内に収まっていたので、自由診療にしていました。が…。

宮下 今後の示談交渉次第では、保険診療

平成20年度 年末年始の交通事故防止運動

《主唱》奈良県・奈良県交通対策協議会


期 間 平成20年12月15日(月)から
平成21年 1月 5日(月)まで

スローガン **交通事故のない やすらぎの大和路づくり**

～大和の交通マナーを高めよう～

運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



も検討されたほうがよいでしょうね。また、2についてはですが、一般にサラリーマン向けだと思われる労災保険に自営業者でも加入できる労災保険の特別加入制度をご存知ですか？

橋本 いえ、存じませんでした。

宮下 詳しくは、財団法人労災保険情報センターのHP (<http://www.rousaikic.or.jp/employer/07/index.html>) などを参考になさってみてください。あるいは、こうしたことに備えて、商工会の会員福祉共済に入っておくのもよいでしょう。

まずは、奥様のご快復を待たれてから次の一歩を踏み出されるのがよいかと思えます。示談の結果がよい方向にいかれるといいですね。

橋本 そうですね。先行きのことは不安ですが、まずは、妻が元気になることが一番ですね。ここで私がしつかりせねばと思いました。今日はどうもありがとうございました。

知的財産権制度 Q & A

(特許庁)

Q.開発・発明段階に生ずる知的財産権の問題と対応

～他社と共同開発した成果を共同で特許出願することになりました。共同で出願する際の注意点を教えてください。～

A. 共同出願した発明が特許された場合には、各権利者は契約で別段の定めをした場合を除いて、相手側の同意を得ることなく、自由に発明を実施することができます。相手企業の規模や特質などを考慮して、出願手続きから権利化後の実施まで、お互いに不利にならないように、あらかじめ契約で実施の取り決めをしておく必要もあります。

例えば、出願から権利化までの費用分担、途中で相手方が権利化を欲しくなくなった場合の対処、権利化後の実施範囲の調整、改良発明についての取扱いなどいろいろとあります。ただし、各権利者は、自分の持分を第三者に譲渡したり、第三者に発明の実施許諾（ライセンス）したりするときは、相手側（他の共同出願人、共有者）の同意が必要となります。

〔補足説明〕

出願・権利化後における注意点だけではなく、共同研究開発時点で取り交わす契約書の条項についても、よく吟味して、後日トラブルが生じないようにする必要があります。例えば、共同研究の期間設定の問題、契約期間以前の成果の取扱い、共同研究に伴う新たな研究成果の扱い、当事者一方のみが製造販売をすることなどを想定した不実施補償契約、成果物によっては相手方から得られる補償内容などがあります。さらには、ノウハウの扱いやM&Aへの対処なども明記しておき、第三者への漏洩は損害賠償の対象となることなども明記することが好ましい場合もあります。このように、共同研究に関する契約書は、利害関係が絡んだ内容になりますので、事前に弁理士・弁護士等の専門家に相談した方が賢明といえます。

共有特許の法的ルール(特許法73条)

